生成AI時代の日米特許実務：着想立証と開示義務管理

目標：生成AIを利用した発明における日米の特許制度・判例の差を明示し、米国特許の無効や権利行使不能リスクを防ぐための管理体制を提示する。

日米の制度運用と発明者リスク

自然人の着想基準に一本化

AIは道具。自然人の着想で判断。



米国での誤記載は特許無効リスク

米図判例で無効・権利行使不能に。



日本側関係者にも情報開示義務

日本の知財部員や研究者も対象。





制度的ギャップの構造と帰結

	日本	米国
発明者の判断単位	発明全体の特徴的部分への番与	クレームごとの人間による著想
誤記載の帰結	誤記自体は原則拒絶・無効理由にならず	訂正不能で無効、意図的誤記で権利行使不能
情報開示義務	先行技術文献情報開示要件のみ	§1.56上の広汎な義務（日本側関係者も対象）

実務対応：開発・出願フェーズ別ガイドライン

米国権利行使案件を重点管理指定
米国行使案件や高AI寄与分野を指定。

人間の貢献と判断過程の記録
課題設定や選択基準を記録に保存。

優先権出願時の発明者確定
クレーム毎の人間貢献を確定保存。

Gemini Notebook